

石 運 整 第 4 2 9 号の2

令 和 7 年 3 月 2 7 日

一般乗合旅客自動車運送事業者 代表者 殿

一般貸切旅客自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

(公印省略)

バスの安全運行の徹底について

標記について、北陸信越運輸局 自動車技術安全部長から別紙写し（令和7年3月25日付け北信技保第103号）のとおり通達があったので、了知願います。



北信技保第103号
令和7年3月25日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

バスの安全運行の徹底について

標記について、物流・自動車局安全政策課長より別紙写し（令和7年3月24日付け国自安第203号の2）のとおり通達があったので、了知されるとともに、改めて下記について、管内関係事業者にも周知徹底願います。

記

1. 運行管理業務を再確認し、確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 運行管理者は、運転者の健康状態の確認を含め、点呼を確実に実施すること。
 - (2) 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者の指示を仰ぐこと。
 - (3) 運行管理者は、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況を把握し、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
 - (4) 自動車運送事業者は、運転者が自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。
2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施すること。
3. 乗客にシートベルトの着用を促すとともに、着用状況を確認すること。

北信技保第103号
令和7年3月25日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

バスの安全運行の徹底について

標記について、物流・自動車局安全政策課長より別紙写し（令和7年3月24日付け国自安第203号の2）のとおり通達があったので、了知されるとともに、改めて下記について、管内関係事業者にも周知徹底願います。

記

1. 運行管理業務を再確認し、確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 運行管理者は、運転者の健康状態の確認を含め、点呼を確実に実施すること。
 - (2) 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者の指示を仰ぐこと。
 - (3) 運行管理者は、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況を把握し、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
 - (4) 自動車運送事業者は、運転者が自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。
2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施すること。
3. 乗客にシートベルトの着用を促すとともに、着用状況を確認すること。

国自安第203号の2
令和7年3月24日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省
物流・自動車局 安全政策課長
(公印省略)

バスの安全運行の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対し周知徹底を図られたい。

国自安第203号
令和7年3月24日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局 安全政策課長
(公印省略)

バスの安全運行の徹底について

令和7年3月22日(土)午後8時40分頃、三重県南牟婁郡御浜町の国道において、乗客21名、運転者1名及び交替運転者1名を乗せた高速乗合バスが、直線道路のセンターラインを越え、道路外に逸脱し防風林に衝突したことにより、運転者1名が死亡、乗客1名が重傷、15名が軽傷となる事故が発生しました。

事故原因は調査中ですが、当該事故現場にはブレーキ痕がなかったことから、運転者の体調不良等の原因が疑われています。

推定原因を防ぎ、被害を低減するための注意点を下記のとおりまとめましたので、会員事業者にも周知いただくとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 運行管理業務を再確認し、確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 運行管理者は、運転者の健康状態の確認を含め、点呼を確実に実施すること。
 - (2) 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者の指示を仰ぐこと。
 - (3) 運行管理者は、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況を把握し、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
 - (4) 自動車運送事業者は、運転者が自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。
2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施すること。
3. 乗客にシートベルトの着用を促すとともに、着用状況を確認すること。